

令和8年度 年間監査計画

令和8年度の監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）については、上野原市監査基準の規定に基づき、次の年間監査計画の定めるところにより実施する。

令和8年度 年間監査計画

監査等の種類	監査等の対象	実施予定時期	実施担当課
定例監査 （地方自治法第199条第1項及び第4項）	市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理 （基準日：令和8年9月30日）	10月から2月	全課
決算審査 （地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）	令和7年度の各会計歳入歳出決算書及び決算に関する各種書類	7月下旬から8月上旬	全課
基金の運用状況審査 （地方自治法第241条第5項）	令和7年度の各基金の運用状況	7月下旬から8月上旬	会計課
財政健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）	令和7年度の健全化判断比率 （実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）	8月中旬	財政経営課
資金不足比率審査 （地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）	公営企業会計の資金不足比率		
例月出納検査 （地方自治法第235条の2第1項）	会計管理者が管理する現金の出納事務	毎月末 原則28日	会計課 生活環境課 子育て保健課
その他の法令監査	請求（要求）対象の事務	請求（要求）のあった時期	請求（要求）対象となった担当課

※本計画は年度当初に計画したものであるため、監査等の実施予定時期等については変更になる場合があります。